

規準文書 P E F C の用語と定義	2006 年 10 月 27 日	付属文書 1
------------------------	------------------	--------

## P E F C の用語と定義

### 目次

1. 適用の範囲と分野 .....	2
2. 定義 .....	2
3. 参考文献 .....	7

(本文書は PEFC アジアプロモーションズ及び財団法人日本ガス機器検査協会 (JIA) 環境製品評価 (EPA) 部によって共同翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

## 1. 適用の範囲と分野

この付属文書は2002年11月22日のPEFC評議会総会にて採択され、2004年10月29日、及び、2006年11月16日10月27日に改定された。

この付属文書は、森林認証および林産品のC o C認証に関して、森林認証規格の準備とその利用及び国際的コミュニケーション上の相互理解のために使用されるべき基本的かつ不可欠な用語を定義する。このリストは網羅的なものではなく、必要に応じて付属文書の定義の箇所においてさらに詳細な定義が提供される。

## 2. 定義

**Accreditation (認定):** ある団体や個人が特定の課題を遂行する能力を有することを権威団体が正式に承認する手順。(ISO ガイド2)

**Accreditation body (認定機関):** 認定システムを管理、実行し、認定を与える組織。(ISO ガイド2)

**Amendments to standards induced by the National Governing Bodies (各国認証管理団体による規格の改正):** PEFC によって承認された規格が各国レベルで改案される場合、関連改正事項はPEFC評議会に通達されなければならない。PEFC評議会はこの承認について決議する。

**Amendments to standards induced by the PEFC Council (PEFC 評議会による規格の改正):** PEFC 評議会が規格や規格策定に関してその要求事項を改正、改案をする場合は、各国認証管理団体は各国の規格に対し、これに対応する改正を加え、規格策定に関する各国の規則に基づいた承認を得た上で、これをPEFC評議会に提出し、承認を受けなければならない。

**Applicant (申請者):** 申請者とは申請をする権利を有する法主体(個人又は団体)である。

注意書:「申請者」という語はPEFC文書中においては下記を申請する法主体を指す。

(i) 森林管理認証、(ii) 生産物(C o C)認証、又は、(iii) 全国、又は、各国内認証制度の承認

**Audit (審査):** 審査される対象からは独立した一個人又は複数の個人による、合意された主題事項に関する要求事項の充足度を体系的、かつ、客観的に調べる活動。( ISO 9000 )

**Auditee (受審者):** 定められた森林地域で施業する森林所有者、森林所有者の組織や団体、及び、その他の関係者で審査の対象となる者。( ISO 9000 )

**Audit evidence (審査証拠):** 適合審査の基礎となる検証可能な所見、情報、事実の記録、又は、記述。( ISO 9000 )

**Auditor (審査員):** 審査を行う資格を有する人。( ISO 9000 )

**Audit plan (審査計画):** 申請者及び認証機関が審査の実施のために共同で作成する計画。( ISO 9000 )

**Audit report (審査報告書):** 基準と実務との間の適合性に関する所見の報告書。この報告書は不適合に関する情報に焦点を置く。( ISO 9000 )

**Audit team (審査チーム):** 与えられた審査の実行に任命された審査員のグループ、又は、一人の審査員。審査チームは、技術的専門家及び研修審査員を含むことができる。( ISO 9000 )

**Certificate (認証書):** 一つの認証制度の規則の下に発行される書類であり、正式に識別された製品、加工、又は、サービスが特定の規格や他の規準文書と適合することに対する信頼性を付与するもの。( ISO ガイド 2 )

**Certification (認証):** 第三者が文書によって製品、加工、又は、サービスが定められた要求事項に適合することを確認する手順。( ISO ガイド 2 )

**Certificate body (認証機関):** 森林認証や生産物認証 ( CoC ) の規格やその制度の下に要求される補則文書に関して、組織や団体を審査し、認証する独立した第三者機関。

**Certified forest (認証森林):** 独立した認証機関によって認証を受けた森林地域。

**Chain of custody of forest-based products (林製品の生産物(CoC)認証):** 森

林から最終消費にいたる伐採、輸送、加工、及び、流通の連鎖(チェーン)における林産物やその生産物の保管管理の推移。

**Consensus(コンセンサス):** 重要事項に関して、関係者すべての意見が考慮され、対立する議論の和解が追及されるための手段を含むプロセスを通じて、利害関係者の重要部分からの持続的な反対意見が存在しない状況に特徴づけられる総合的な合意。

注意書：コンセンサスは全員一致を意味する必要はない。(ISOガイド2)

**Continual improvement(持続的改善):** 森林管理における経済、環境、社会面での改善を実現するためのマネジメントシステムと実績を増大するプロセス。

**Criterion(基準):** 適合審査が、それに照らして行われる要求事項。

**Dispute settlement body(紛争解決機関):** 上訴、紛争、苦情処理の責任を負う組織。

**Environment(環境):** ある組織が業務を営む際の、その周辺状況を言い、空気、水、土地、天然資源、植物相、動物相、人間及びそれらの相互関係。(ISO14004)

**Environmental impact(環境への影響):** 善し悪しに関わらず、組織の活動、製品、およびサービスから全体的、或いは、部分的に生じる環境上のあらゆる変化。(ISO14004)

**Environment management system(環境マネジメントシステム):** マネジメントシステム全体の中で、組織の環境対策を策定、実施、達成、見直し、および、維持をするための組織体制、企画活動、責任系統、慣行、手順、過程、及び、資源などを含む部分。(ISO14004)

**Forest-based products(林産品):** 森林から生産される原材料を含む商品

**Forest certification(森林認証):** 森林管理の質を森林管理基準に照らして審査する手順。

**Forest certification scheme(森林認証制度・スキーム):** 森林管理認証の基準、木材のCOC認証の要求事項(該当する場合)、認証機関の認証の手配、手順、及び、

要求事項を含む一連の規格、指針、及び規則のセット。

**Forest manager (森林管理者)**: 森林地域での林業施業に関する管理計画および監督の責任を負う個人、又は、組織。

**Forest owner (森林所有者)**: 森林地域の所有権登録を有する個人、又は、組織。  
(州、企業、又は、個人)

**Group forest certification (グループ森林認証)**: 一つの認証書の下に集合した中小規模の森林所有者グループのための森林管理認証。

**Indicator (指標)**: ある基準に照らした審査を可能にする定量又は定性的なパラメーター。基準の関連要素を客観的且つ明瞭に記述するもの。

**Label (ラベル)**: 製品の特定の側面を示す表示。

**Labelling (ラベリング)**: ラベルの使用 (製品上、および製品外使用)

**Life cycle analysis (ライフサイクルアナリシス)**: 原材料の調達や天然資源の産出から最終処分まで(「揺籠から墓場まで」)にわたって連続し、相互連結する製品システムについての諸段階に関する分析。原材料の産出、生産、加工、貯蔵、運送、及び、使用、再生、廃棄の各段階を含む。

**Non-conformity (不適合)**: 審査の証拠書類が、当該の施業・業務が認証基準と適合していないことを示している状況。

**Normative document (基準文書)**: 活動やその結果に関わる規則、指針、又は、特徴を定める文書。規格、技術的仕様、作業規定、法律などを含む。

**Off-product label (製品外のラベル)**: 供給者によって文書的手段により提供される一つのバッチに含まれる材料の性質又は分類に関する情報で、製品上のラベル以外のもの。

**On-product label (製品上のラベル)**: 製品や製品の包装に貼付される商品ラベル。

**Organisation (組織)**: 各種形態の会社、企業、当局、又は、機関やその一部や組

み合わせであって、自らの機能と経営を有するもの。法人化されているか否かや公私の別を問わない。( I S O 1 4 0 0 4 )

**Physical separation ( 物理的分離 )**: 商品の生産に使用された原材料の由来が分かるように、由来の異なる様々な原材料が分別される工程

**Periodic review of a standard ( 規格の定期的見直し )**: 定められた期間枠で行われる規格の全面的な改正であり、その規格の中に最新知識が反映されていることや、関連する地域や地方の諸事情によく適応していることを確実にするための措置。

**Production forest ( 生産森林 )**: 木材の供給やその他の使用のために利用可能な森林。

**Recycled wood and wood fiber ( 再生木材及び木材繊維 )**: 消費後の木材・繊維および消費前副産物

**Regional forest certification ( 地域森林認証 )**: 地理的境界によって区切られた地域内の森林の認証であり、その地域内に関して権限を与えられた組織によって申請され、地域内の個々の森林所有者や他の関係者の加入の自主的な参画手段を提供する。

**Stakeholder, interested party ( ステークホルダー、利害関係者 )**: 組織の施業・業務に対して共通の利害を有し、これに関して懸念を抱くか、影響を受ける個人又は団体。( I S O 1 4 0 0 4 )

**Standard ( 規格 )**: 与えられた文脈の中で最大限の秩序を達成することを目標に、コンセンサスに基づいて設定され、承認を受けた機関によって認可された文書で、活動やその活動結果のための、共通かつ反復使用を目的とした規則、指針、又は、特徴を定めるもの。( ISO ガイド 2 )

**Surveillance audit ( サーベランス審査 )**: 是正措置に関する要求事項が満たされていることを検証するために実行される審査。

**Sustainable forest management ( S F M : 持続可能な森林管理 )**: 森林や林地の持つ生物学的多様性、生産性、再生能力、活力を維持し、さらに、それら森林や林地が、関連する生態学、経済および社会的な機能を現在や将来にわたって地域、国、及び、世界的水準で満たす潜在力を、一定の方法と比率で、他の生態系を害せずに維持す

るためにする森林や林地の管理および使用。(汎欧州森林保護閣僚会議)

**Technical expert (技術的専門家)**: 審査員チームに対して特定の知識や専門技術を提供するが、自らは審査員としては参加しない人。

**Third party (第三者)**: 当該問題に関して、関係者からは独立していることが承認された個人、又は、団体。(ISO ガイド 2)

**Virgin wood/fiber (バージン木材・繊維)**: 丸太、チップ、のこ屑、繊維状木材などその形態に関わらず、工業的な加工に付される前の木材・繊維。

**Wood based raw material (木製原材料)**: 木をベースにした原材料、又は、中間加工品であり、例えば、丸太、チップ、のこ屑、用材、木製パネル、パルプ、紙、コーク、樹皮、樹脂など。

### 3. 参考文献

ISO/IEC ガイド 2: 1996年(EN45020:1998年)、規格化及び関連活動 - 一般的語彙

ISO 14004: 1996年、環境管理システム。原則、システム及びサポートテクニックの総合的ガイドライン

ISO 9000: 2000年品質管理システム 基本と語彙

欧州森林保護閣僚会議、決議H1、ヘルシンキ1993年